

## 高橋委員からの御意見

### 1 福井県内に所在する原子力施設に係る諸課題について

- 原子力発電所の再稼働にあたっては、事業者が行う安全対策と合わせて自治体による防災対策を進める必要がある。
- 自治体による防災対策は、地域防災計画や緊急時モニタリング計画等に基づき実施されるものだが、その専門的・技術的事項等の基となる原子力災害対策指針において、OIL の設定の考え方、PPA 対策、緊急時モニタリングおよび緊急被ばく医療等に係る今後の検討課題が残されたままであり、国はこれらの課題の解決に向けた今後の方針を示すべきである。
- 自治体は指針の改正を踏まえて地域防災計画等に反映する必要があることから、国は早急に課題を解決して指針に明示するとともに、地域防災計画への反映等においては、国と自治体が連絡を密にし、実効性の高い防災対策体制を講じるべきである。

原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）から抜粋

#### **第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題**

##### **① 原子力災害事前対策の在り方**

- ・IAEA が公表する導出過程に基づく包括的判断基準からの OIL の算出、OIL の初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づく OIL の設定の在り方
- ・プルームの影響を考慮した PPA の導入

##### **② 緊急時モニタリングの在り方**

- ・中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方

##### **④ 緊急被ばく医療の在り方**

- ・プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等

##### **⑥ 地域住民との情報共有等の在り方**

- ・透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等